

柏行審第39号
平成29年9月11日

柏市長 秋山浩保様

柏市行政不服及び情報公開
・個人情報保護審議会
会長 梅田 徹

審査請求に対する答申について

平成28年7月14日付け柏健予第405号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

記

1 当審議会の結論

柏市長（以下「実施機関」という。）が開示請求者に対して行った平成28年5月13日付けの公文書部分開示決定は、「医師・薬剤師・看護師等勤務従事者名簿」（以下「従事者名簿」という。）のうち、次に掲げる医師の情報を不開示とすべきであり、そのほかについては妥当である。

- (1) 常勤又は非常勤の区分
- (2) 担当科名
- (3) 勤務曜日
- (4) 勤務時間
- (5) 1週間の勤務時間数
- (6) 常勤換算数

2 審査請求に至る経過

- (1) 開示請求者は、実施機関に対し、平成28年3月16日、柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、次の公文書の開示を請求した。

「〇〇病院の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査資料。ただし、病院平面図のうち、入院患者の病棟部分を除く。

平成 22 年度及び 23 年度のものを。」

- (2) 実施機関は、開示請求に係る公文書として、次の公文書を特定した。

「平成 22 年度及び平成 23 年度の〇〇病院の医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査資料。ただし、病院平面図のうち、入院患者の病棟部分を除く。」

- (3) 実施機関は、開示請求に係る公文書が著しく大量であり、開示請求があった日から起算して 45 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しく支障が生じるおそれがあるとして、条例第 12 条の規定により、(2) の公文書のうち、「医師勤務実態確認表」(以下「確認表」という。)及び従事者名簿(以下「本件公文書」という。)については平成 28 年 4 月 29 日まで、残りの公文書については同年 7 月 29 日まで、それぞれ開示するかどうかを決定する期間を延長する旨、開示請求者に対し、同年 3 月 28 日付け柏健総第 471 号文書で通知した。

- (4) 実施機関は、本件公文書に第三者に関する情報が記録されているため、条例第 14 条第 1 項の規定により、当該第三者である審査請求人に対し、本件公文書の開示決定に対する意見書を提出する機会を与える照会を平成 28 年 3 月 29 日付け柏健総第 472 号文書で行った。

- (5) 審査請求人は、実施機関に対し、平成 28 年 4 月 20 日付けで本件公文書の開示に関して支障を生じる旨の意思を示した意見書を提出した。

- (6) 実施機関は、本件公文書が条例第 7 条第 2 号本文に該当する不開示情報が記録されている公文書であると判断し、開示請求者に対し、平成 28 年 5 月 13 日付け柏健総第 229 号文書で公文書部分開示決定(以下「本件処分」という。)の通知をした。

- (7) 実施機関は、条例第 14 条第 3 項の規定により、審査請求人に対し、部分開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を平成 28 年 5 月 13 日付け柏健総第 293 号文書で通知した。

- (8) 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平

成 26 年法律第 68 号) 第 2 条の規定により, 条例第 17 条の 2 第 1 号に規定する審査請求をすべき行政庁である柏市長に対し, 平成 28 年 5 月 25 日付けの書面で審査請求をした。

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を変更し, 本件公文書のうち, 「医師の氏名及び免許登録年以外の部分」を開示しないとする処分を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書, 反論書等で主張する要旨は, 次のとおりである。

ア 医療法第 14 条の 2 により医師の氏名は公にされている情報であると考えられるが, 同条により掲示しなければならないとされている内容は医師又は歯科医師の診療日及び診療時間であり, 医師の区分, 勤務時間, 勤務曜日, 1 週間の勤務時間, 常勤者の勤務時間及び常勤換算数並びに医師勤務実態確認表の内容は公にされている情報と言いがたい。

イ 医師以外の勤務従事者の区分, 勤務曜日, 勤務時間, 1 週間の勤務時間数, 常勤者の勤務時間数及び常勤換算数については, 医療法第 14 条の 2 により公にされている内容とは言いがたい。

ウ 医師の区分, 勤務時間, 勤務曜日, 1 週間の勤務時間, 常勤者の勤務時間及び常勤換算数並びに確認表の内容並びに個人を識別することが出来る情報ではないとされている医師以外の勤務従事者の区分, 勤務曜日, 勤務時間, 1 週間の勤務時間数, 常勤者の勤務時間数及び常勤換算数については, 病院の雇用状況を推測する資料としての側面もあり, 外部に流出することにより悪用された場合, 病院の健全な運営に支障をきたす可能性がある。

エ 実施機関の決定において, 開示決定内容は医療法第 14 条の 2 が定める掲示内容と同等なものがあるが, このことが同等である法的根拠はない。さらに, 同条で定められている内容は院内掲示についてであり, それ以外の方法で法定内容の公開を求められてない。

オ 勤務従事者の区分，勤務曜日，勤務時間，1週間の勤務時間数，勤務時間及び常勤換算数は精査することにより月の人件費を，1日平均外来患者数，1日平均入院患者数等を加味し資料を精査することにより病院の経営状況をそれぞれ推測する資料となり得る。

カ 医療法上の人員配置及び施設基準を上回る部分については，病院のノウハウを含む部分であるため，他院に知られた場合，損害を被る。

キ 医療法上公開が要求されていない本件の各情報は，個人に関する情報として不開示情報に該当する。氏名を非開示としていたとしても，病院名が判明している場合，勤務曜日，勤務時間等の情報が分かるのであれば，勤務表やその他の情報との照合により，特定個人を識別することは可能である。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書等で主張している要旨は，次のとおりである。

- (1) 医療法第14条の2の規定により，医師の氏名，診療日及び診療時間は，入口，受付又は待合所の付近の見やすい場所に掲示しなければならないとされており，公にされている情報である。

本件公文書のうち，従事者名簿の「医師の区分，担当科名，勤務曜日，勤務時間，1週間の勤務時間数，常勤者の勤務時間数及び常勤換算数」については，同条が掲示することとしている内容と同等である。

よって，これらの情報については，開示をしても個人の権利利益を害するおそれがなく，条例第7条第2号アに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」として，不開示情報に該当しない。

- (2) 従事者名簿の医師以外の「勤務従事者の区分，保健所の確認印，担当科名，勤務曜日，勤務時間，1週間の勤務時間数，常勤者の勤務時間数及び常勤換算数」については，氏名，住所，生年月日，免許年月日などの特定の個人を識別できる項目は不開示としている。

よって，これら以外の情報を公にしても法人の権利，競争上

の地位その他正当な利益を害するおそれがなく，条例第7条各号に掲げる不開示情報に該当しない。

(3) 確認表のうち備考以外の部分については，公にされても個人の権利利益を害されるおそれがなく，条例第7条各号に掲げる不開示情報に該当しない。

(4) 看護師の勤務時間等は，求人案内などで病院側が公表しているものであると考えられることなどから，これらを開示しても法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがなく，条例第7条各号に掲げる不開示情報に該当しない。

5 参加人の意見の要旨

開示請求者である参加人が意見書等で主張している意見の要旨は，次のとおりである。

(1) 医療法第14条の2の規定により，医師の氏名，診療日及び診療時間は，条例第7条第2号アに該当し，勤務日及び勤務曜日には診療日及び診療時間が含まれ，この2つの情報は，法令等の規定と慣行との両方により，公にされることが予定されている情報である。

(2) 審査請求人は，情報公開を法令等の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報のみを開示するかのように誤解ないし曲解しているが，情報公開が公開の原則を採用していることから最大限の開示をすべきである。

また，情報公開の是非の判断は，先進他市にその基準を合致させるべきである。

(3) 医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査資料に関する公文書は，従事者名簿のうち，区分，勤務曜日，勤務時間，1週間の勤務時間数，常勤者の勤務時間数等が開示になっているが，審査請求人の表明する支障のおそれは，現実のものとなっていない。開示請求は，審査請求人も他の医療機関に対して実施できる以上，競争上の地位などの正当な権利利益を害するおそれがあるとはいえない。私立病院の医療監視結果を不開示とすることは，ほとんどの医療機関に対するその情報が不開示となることを意味し，ひいては，医療監視結果を情報公開請求する意義が失墜する。

6 当審議会の判断

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書の概要

本件公文書は、平成22年度及び平成23年度の〇〇病院（以下「本件病院」という。）に対する医療法第25条第1項の規定による立入検査の資料であって、同法に定められた人員基準等の確認を行うため、本件病院から次に掲げる資料の提出を受けたものである。

(ア) 確認表

確認表は、医師の氏名、勤務状況（常勤又は非常勤（非常勤にあつては、1週間の勤務時間を含む。）の別）、出勤簿等及び賃金台帳等の有無等の情報が記載されている。

(イ) 従事者名簿

従事者名簿は、資格、氏名、住所、生年月日、年齢、免許番号、免許年月日、常勤又は非常勤の区分、勤務曜日、勤務時間等が記載されている。

イ 実施機関による処分

実施機関は、本件公文書のうち、従事者名簿における氏名（医師を除く。）、住所、生年月日、年齢、免許番号、免許年月日（医師の免許年月日の年を除く。）、現在の勤務場所及び備考を、確認表における備考をそれぞれ条例第7条第2号本文に該当するとして、不開示とした。

審査請求人は、本件公文書のうち、従事者名簿における医師の常勤又は非常勤の区分、担当科名、勤務曜日、勤務時間、1週間の勤務時間数、常勤者の勤務時間数及び常勤換算数並びに医師以外の勤務従事者の区分、勤務曜日、勤務時間、1週間の勤務時間数、常勤者の勤務時間数及び常勤換算数を、確認表における備考以外の部分もそれぞれ条例第7条第2号本文及び同条第3号アの規定により、不開示とするべきであると主張しているので、実施機関の判断の妥当性について検討する。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

ア 条例の趣旨

(ア) 条例第7条第2号本文の趣旨

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、原則として不開示とする旨を定めている。

(イ) 条例第7条第2号アの趣旨

条例第7条第2号アは、個人識別情報であっても、当該情報が「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である場合は、これを開示しなければならない旨規定している。

(ウ) 条例第7条第2号ウの趣旨

条例第7条第2号ウは、公務員等の職務の遂行に関する情報に含まれる「公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容」に関する情報は、特定の公務員等を識別し得る情報であり、個人に関する情報に該当するものであるが、行政の説明責任の観点からすれば、受忍すべき範囲内であると考えられるため、開示する旨規定している。

イ 該当性の検討

(ア) 医師に係る情報について

a 従事者名簿における医師の常勤又は非常勤の区分、担当科名、勤務曜日、勤務時間、1週間の勤務時間数及び常勤換算数並びに確認表における勤務状況については、医師の資格確認及び医療に関する適切な選択ができるようにするため、医師の氏名を開示しているから、個人に関する情報であって、当該氏名と照合することにより、特定の医師個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当する。

b 実施機関は、医療法第14条の2の規定により、医師

の氏名，診療日及び診療時間は病院内の見やすい場所に
掲示しなければならないとされているから，公にされて
いる情報であるとし，本件公文書のうち，従事者名簿の
「医師の常勤又は非常勤の区分，担当科名，勤務曜日，
勤務時間，1週間の勤務時間数及び常勤換算数」は，同
条が掲示することとしている内容と同等であり，条例第
7条第2号アに該当すると主張しているので，同号アの
該当性を検討する。

まず，医療法第14条の2第1項第3号に規定する診
療時間は，問診や治療行為等の診察治療を直接患者に対
して提供する時間帯であり，勤務時間は当該時間帯を包
括する雇用契約に基づく労務の提供に係る時間帯と考
えられるため，双方の時間帯が同等であるとはいえない
こと，勤務日であっても診療しない日があるため，これ
らについても同等であるとはいえないこと，その他の部
分についても内容からして同等であるとは認められな
い。

したがって，医師の常勤又は非常勤の区分，担当科名，
勤務曜日，勤務時間，1週間の勤務時間数及び常勤換
算数は，法令の規定により掲示することとしている内容と
同等とはいえない。

c よって，これらの情報は，条例第7条第2号アに該当
せず，不開示が妥当である。

(イ) 医師以外の従事者に係る情報について

実施機関は，本件公文書のうち，従事者名簿における医
師以外の氏名，住所，生年月日，年齢，免許番号，免許年
月日，現在の勤務場所及び備考並びに確認表における備考
に係る情報を開示していない。

審査請求人は3(2)キのとおり主張するが，実施機関
が氏名を開示していないことから，従事者名簿における医
師以外の勤務従事者の区分，勤務曜日，勤務時間，1週間
の勤務時間数，常勤者の勤務時間数及び常勤換算数からは，
特定の個人を識別することはできないと考える。

よって、これらの情報は、条例第7条第2号本文に該当しないため、同号アの該当性を判断するまでもなく開示されるべきものと判断する。

(ウ) その他の情報について

従事者名簿における「保健所の確認印」の欄には、その印影により特定の公務員を識別し得る情報が記載されているが、条例第7条第2号ウに該当するため、開示すべきものと判断する。

(3) 条例第7条第3号アの該当性について

ア 条例の趣旨

条例第7条第3号アは、法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの(ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。)であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて不開示としている。

また、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」とは、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。すなわち、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等の公正な競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味するものである。

イ 該当性の検討

本件公文書のうち、従事者名簿における医師の勤務曜日、勤務時間、1週間の勤務時間数及び常勤換算数(常勤者の勤務時間数を除く。)並びに医師以外の勤務従事者の常勤又は非常勤の区分、勤務曜日、勤務時間、1週間の勤務時間数、常勤者の勤務時間数並びに常勤換算数は前号において条例

第7条第2号の該当性を判断したことから、本号においては判断するまでもない。その余の従事者名簿における医師に係る常勤者の勤務時間数並びに確認表における勤務状況及び備考以外の部分については、それぞれ法人に関する情報であると認められる。

しかし、法人の公正な競争上等の地位が具体的に侵害されるかという点について、審査請求人は、経営状況について勤務時間等の情報を開示されると、例えば、人件費の総額に係る推測により同業の他の病院に知られることによって引き抜き等が行われること、医師の勤務時間の情報公開により診療時間外の問い合わせが増加するなど、適正な病院運営に支障が生じること等を主張するが、そもそも当該病院からの報酬又は給料といった人件費に係る体系、個々の医師の勤務年数及び勤務条件等も明らかにされていない前提での推定による人件費の積算では概算といえども有益な数値とはいえない。

また、診療時間外における外部から医師への連絡については、その内容の緊急性又は必要性に応じた判断が可能であると考えられる。

これらのことから、他の病院による医師等の引き抜き及び診療時間外の問い合わせにより病院の運営に支障が生じる等法人の公正な競争上の地位その他正当な利益が具体的に侵害されるとは認められない。

よって、これらの情報は、条例第7条第3号アに該当しないものと判断する。

(4) 参加人のその他の主張について

参加人は、本件における審査請求を認容することは、障害者の権利条約、拷問禁止条約及び日本国憲法第98条第2項の規定に違反している旨、それらの諸条約に係る国連諸勧告の十分な考慮を求める旨主張する。

本件に関する当審議会の結論は、実施機関の処分の妥当性を条例に照らして判断した結果であり、それら諸条約等に照らして到達した結論ではない。

本件処分の妥当性を判断する当審議会の審議及び審議の結果を反映した答申は、それら諸条約及び日本国憲法第98条第2項の規定に直接、拘束されるものではない。

(5) 結論

以上検討したとおり、「1 当審議会の結論」のとおり判断する。

(6) 附帯意見

当審議会は、今回の案件で主要な争点の1つとなった審査請求人が経営する病院に係る従事者名簿の開示に関して、次のとおり附帯意見を述べる。

参加人が主張する従事者名簿の公開の必要性に係る理由のうち、当該病院の精神医療従事者による医療行為に関して危惧する旨を証拠を挙げながら主張した点については、審議会はその事実関係を認定する直接的な立場にあるものではない。

しかしながら、仮に当該医療に改善を必要とするような状況があるとしても、また、従事者名簿の開示がそうした状況の改善を促していくための1つの手段であるとしても、情報の開示を受けた者は、条例第4条の規定により開示によって得た情報を適正に使用しなければならない。

参加人に対しては、開示によって得た情報を適正に使用することを期待するものである。

7 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別表のとおりである。

別表

年 月 日	処 理 内 容
平成 28 年 7 月 14 日	諮問
7 月 27 日	審査請求人の反論書の收受
8 月 4 日	第 1 回 審 議（事務局から概要を説明）
8 月 23 日	参加人の意見書の收受 審査請求人の意見書の收受
8 月 31 日	参加人の意見書の收受
9 月 1 日	第 2 回 審 議（参加人及び処分庁の意見陳述）
9 月 14 日	参加人の意見書の收受
9 月 30 日	審査請求人の意見書の收受
10 月 14 日	第 3 回 審 議
11 月 14 日	参加人の意見書の收受
11 月 16 日	審査請求人の意見書の收受
11 月 18 日	第 4 回 審 議（審査請求人に対する意見聴取）
12 月 16 日	第 5 回 審 議
平成 29 年 1 月 20 日	第 6 回 審 議
2 月 17 日	第 7 回 審 議
5 月 12 日	第 8 回 審 議
9 月 11 日	答 申